

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和3年7月14日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000355 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100031 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 15 年 8 月の標準賞与額を 17 万 7,000 円、平成 16 年 2 月の標準賞与額を 24 万 5,000 円及び同年 8 月の標準賞与額を 30 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 8 月、平成 16 年 2 月及び同年 8 月の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 15 年 8 月、平成 16 年 2 月及び同年 8 月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 8 月
② 平成 16 年 2 月
③ 平成 16 年 8 月

A 社に勤務した期間において、請求期間に係る賞与の記録がない。賞与の支給が確認できる賞与明細書等の資料は持っていないが、調査の上、賞与の記録として年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社の閉鎖事項全部証明書により確認できる同社の元代表清算人が提出した資料及び B 銀行が提出した請求者に係る取引明細により、請求者は、請求期間①、②及び③において、事業主から賞与の支払いを受け、請求期間①は 17 万 7,000 円、請求期間②は 24 万 5,000 円及び請求期間③は 30 万 9,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められることから、請求期間①、②及び③の賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

また、賞与支払年月日については、前述の元代表清算人の回答及び取引明細により、請求期間①は平成 15 年 8 月 25 日、請求期間②は平成 16 年 2 月 25 日及び請求期間③は同年 8 月 25 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社の閉鎖事項全部証明書により確認できる解散当時の代表取締役であった者からは、回答が得られないものの、前述の元代表清算人は、請求者の請求期間①、②及び③に係る賞与支払届について、賞与と認識していなかったことから届出を行っておらず、厚生年金保険料を納付していない旨回答している上、請求者に対し詫言を送付するとともに、当該期間における請求者の賞与から控除したとする社会保険料額を返金した旨回答しているところ、前述の請求者に

係る取引明細により確認できる入金額は、当該社会保険料額と一致している。

また、請求期間①、②及び③においてA社は、C健康保険組合に加入していたところ、同組合は、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録はない旨回答している。

これらのことから、事業主から請求期間①、②及び③に係る賞与支払届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100040 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100032 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 9 年 3 月から平成 15 年 3 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 9 年 3 月から平成 15 年 3 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 9 年 3 月から平成 15 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 9 年 3 月から平成 15 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 9 年 10 月から平成 10 年 5 月まで及び平成 13 年 10 月から平成 15 年 3 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 9 年 10 月から平成 10 年 5 月まで及び平成 13 年 10 月から平成 15 年 3 月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 9 年 10 月から平成 10 年 5 月まで及び平成 13 年 10 月から平成 15 年 3 月までの第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額 (第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 9 年 3 月	32 万円	53 万円	—
平成 9 年 4 月から同年 9 月まで	32 万円	50 万円	—
平成 9 年 10 月から平成 10 年 3 月まで	30 万円	50 万円	56 万円
平成 10 年 4 月及び同年 5 月	30 万円	53 万円	56 万円
平成 10 年 6 月から平成 13 年 2 月まで	30 万円	56 万円	—
平成 13 年 3 月	30 万円	59 万円	—
平成 13 年 4 月	30 万円	56 万円	—
平成 13 年 5 月から同年 8 月まで	30 万円	53 万円	—
平成 13 年 9 月	34 万円	53 万円	—
平成 13 年 10 月から平成 15 年 3 月まで	34 万円	53 万円	56 万円

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間：平成9年2月1日から平成15年4月1日まで

年金記録の標準報酬月額と実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額が相違しているため、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成9年3月から平成15年3月までの期間（次の表の第一欄に掲げる期間）については、請求者が提出した給与明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、次の表の第二欄に掲げるオンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成9年3月から平成15年3月までの標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

平成9年3月から平成15年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成9年3月	32万円	53万円	—
平成9年4月から同年9月まで	32万円	50万円	—
平成9年10月から平成10年3月まで	30万円	50万円	56万円
平成10年4月及び同年5月	30万円	53万円	56万円
平成10年6月から平成13年2月まで	30万円	56万円	—
平成13年3月	30万円	59万円	—
平成13年4月	30万円	56万円	—
平成13年5月から同年8月まで	30万円	53万円	—
平成13年9月	34万円	53万円	—
平成13年10月から平成15年3月まで	34万円	53万円	56万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成9年3月から平成15年3月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成9年3月から平成15年3月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成9年10月から平成10年5月まで及び平成13年10月から平成15年3月までの期間については、請求者が提出した給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び上記1の厚生年金特例法

による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記1の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の給与明細書によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成9年2月については、A社の回答によると、同社は平成18年以前の賃金台帳を保管しておらず、請求者の住所地であるB市は、課税台帳の保存は20年間であり、平成13年以前の課税証明書は提供できない旨回答しているほか、請求者がA社からの給与の振込先とするC銀行は、出力可能期間を経過しているため取引履歴の提出はできないとしており、請求者自身も平成9年2月の給与からの厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の平成9年2月に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成9年2月において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。